

東根市コミュニティ・スクール

学校運営協議会設置・運営マニュアル



令和5年11月
東根市教育委員会

目次

1	コミュニティ・スクールについて	・・・	1
2	東根市における学校運営協議会の主な役割	・・・	3
3	学校運営協議会の設置に向けた準備	・・・	11
4	委員の選出にあたって	・・・	13
5	学校運営協議会の運営	・・・	16
6	コミュニティ・スクールが機能していくために	・・・	19

1 コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことです。「地域とともにある学校づくり」に有効な仕組みです。

なぜ今「コミュニティ・スクール」が必要なのか？

近年の急激な社会の変化に伴い、子供たちを取り巻く環境や課題は複雑化・多様化しているとともに、学校のみに限ることではなく、地域も抱える課題となっています。

子供たちを取り巻く環境や学校、地域が抱える課題

Society5.0（モノのインターネット化や人工知能、ロボット等を活用した便利な社会）

グローバル化 共生社会 貧困問題の深刻化

（生産年齢）人口減少の進行 地域社会との希薄化・孤立化

いじめ・児童虐待の増加 学力・体力の二極化

特別な支援を必要とする児童生徒への教育内容・方法・支援体制

子供たちの規範意識や社会性等の課題 部活動地域移行

複雑化、多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担 など

子供や学校、地域が抱える課題の解決や、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、「**社会総がかり**」での教育の実現」が大切です。**社会総がかり**での教育を実現するうえで、これからの学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域と一体となって子供を育成する「地域とともにある学校」へ転換していくことが求められています。

コミュニティ・スクールの仕組みは、地域とともにある学校づくりに有効です。

コミュニティ・スクールの仕組み

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

文部科学省「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」より

- ※1 地域住民と学校との連絡調整等を行う**地域学校協働活動推進員等の方**。現在検討中。
- ※2 地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を**支えるとともに**、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

2 東根市における学校運営協議会の主な役割

学校運営協議会は、法律^{※3}に基づき教育委員会より任命された委員が、「子供や学校、地域が抱える課題の解決」や「学校運営の基本方針の実現」に向けて、協議や熟議^{※4}を行う合議制の機関のことで、学校運営協議会には、次の主な3つの機能があります。

学校運営協議会の主な3つの機能

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- (2) 学校運営について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、山形県教育委員会に意見を述べるができる。



学校運営協議会は、一定の権限と責任をもって意見を述べるができる機関です。主な3つの機能について次のページから説明します。

※3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

※4 19、20ページ参照

(1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

「基本方針の承認」は必ず行わなければいけないの？

法律^{※3}において、学校運営協議会が必ず行うこと（必須）として定められています。

「学校運営の基本方針」とは？

承認を行う「学校運営の基本方針」について、次のように定められています。

承認を行う「学校運営の基本方針」

- (1) 学校の経営計画に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学校の組織編制に関する事項
- (4) その他対象学校の校長が第2条^{※5}の目的の達成に資すると認める事項

「東根市立学校の学校運営協議会に関する規則第4条」

※5 東根市立学校の学校運営協議会に関する規則 第2条

「基本方針の承認」を行うことのメリット

学校運営協議会が学校運営の基本方針の承認を行うことで、学校、保護者、地域の方にとって次のようなメリットが考えられます。

◇「子供や学校、地域がどのような課題を抱えているのか」や「学校と地域で連携・協働し、どんな子供を育てていくのか」、「子供を育てるためにどんな取組をしていくのか」について共有し、当事者意識をもつことができる。

◇子供や学校、地域が抱える課題の解決や、学校運営の基本方針の実現に向けて、役割分担を明確にして連携・協働した取組ができる。

学校運営協議会の会議の中で、校長先生の説明を受けて不明な点や疑問点などを出し合い、共有し、納得したうえで承認を行います。

など



(2) 学校運営について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる

学校運営協議会は、子供や学校、地域が抱える課題を解決したり、学校運営の基本方針を実現したりするために、学校運営について意見を述べる必要があると判断した場合は、市教育委員会や校長に申し出ることができます。

協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。

「東根市立学校の学校運営協議会に関する規則第5条

校長への意見について

校長に対する意見は、学校運営協議会の会議において事務局（学校）が聴取します。なお、意見を学校運営に反映するにあたっては、学校側だけに任せず、保護者、地域の方がそれぞれに当事者意識や役割をもって取り組んでいくことが大切です。

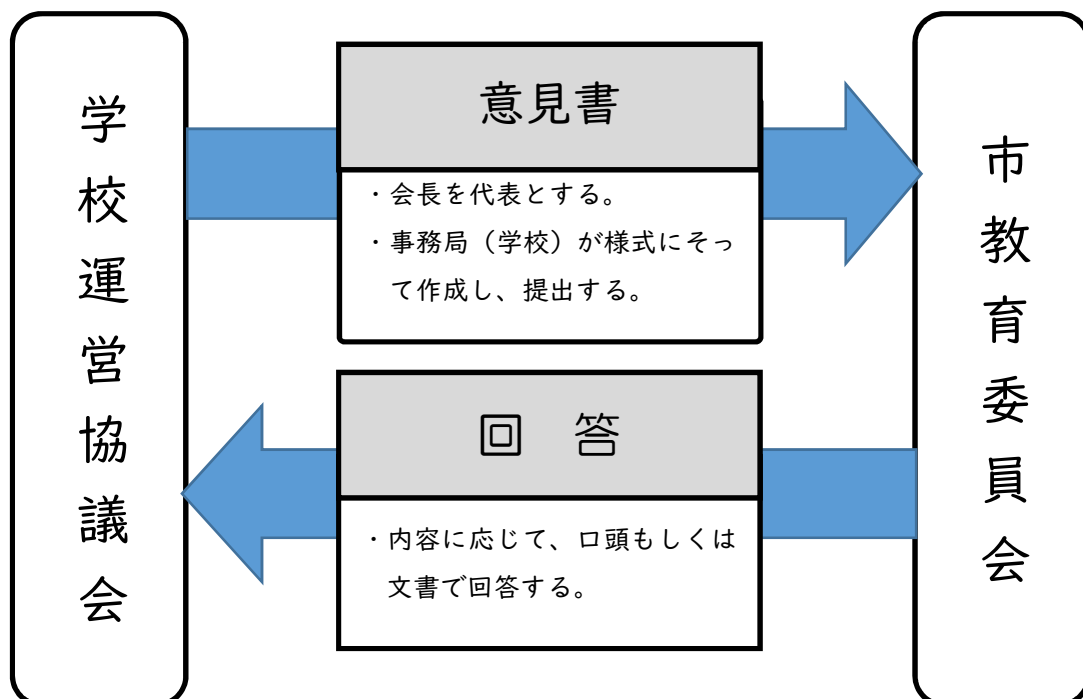
学校運営に関する教育委員会への意見について

子供や学校、地域が抱える課題や、学校運営の基本方針について、学校、保護者、地域の方が力を合わせても解決・実現が難しい内容が生じ、市教育委員会に対して意見を述べる必要があると判断した場合は、「意見書」を提出することができます。

その場合は、手順1のように、学校運営協議会の意見について事務局（学校）が意見書を作成し、市教育委員会管理課に提出します。意見の提出時期にきまりはありません。

なお、市教育委員会からの回答方法・回答時期については、意見の内容によって異なります。

手順1 学校運営に関する意見の申し出



(3)教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める
事項について、山形県教育委員会に意見を述べる
ことができる

学校運営協議会は、子供や学校、地域が抱える課題を解決したり、
学校運営の基本方針を実現したりするために、教職員の任用に関す
る意見を述べる必要があると判断した場合は、市教育委員会を經由
して県教育委員会に申し出ることができます。

教職員の任用に関する意見は、教育委員会規則に定める事項に限
られ、「〇〇先生を～」のように個人を特定した意見を述べることは
できません。

この機能については、校長・市教育委員会から委員の方にていねい
に説明して理解していただくことが大切です。

「教育委員会規則に定める事項」とは？

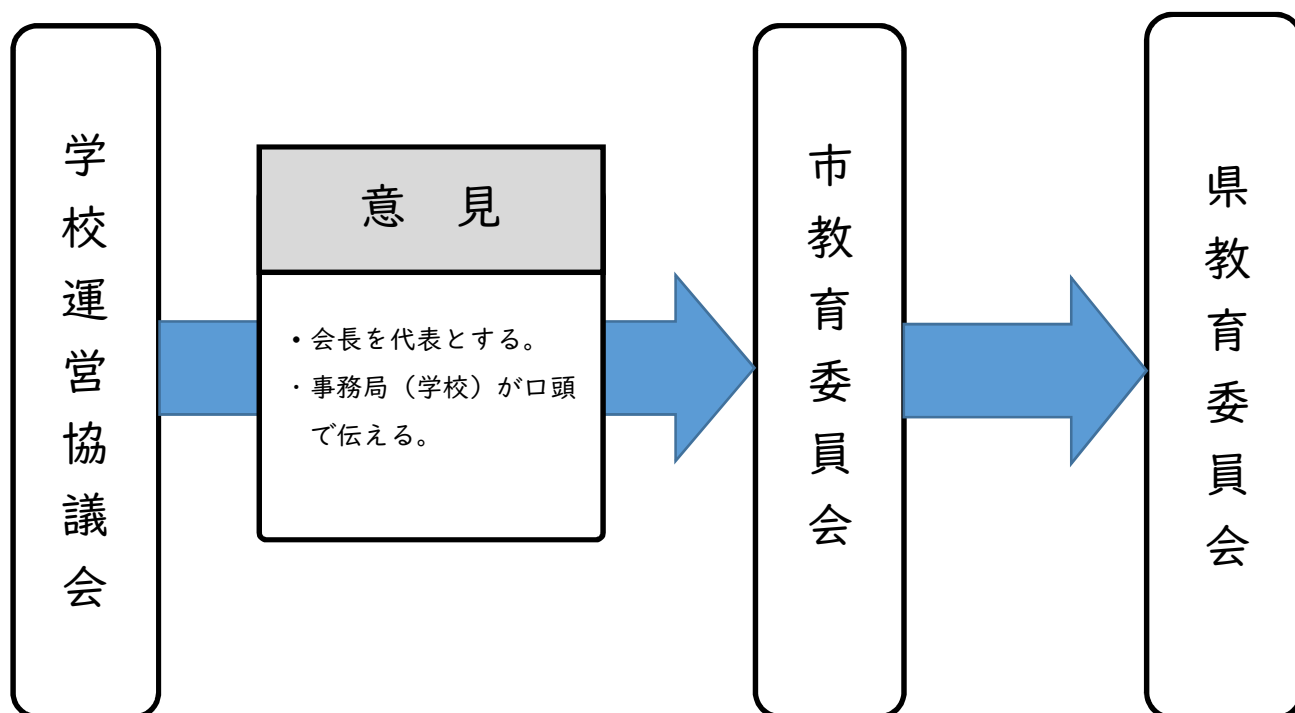
- (1) 学校運営の基本方針の実現に資するもの。
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえた、建設的なもの。

「東根市立学校の学校運営協議会に関する規則第5条2項」

教職員の任用に関する教育委員会への意見について

子供や学校、地域が抱える課題の解決や、学校運営の基本方針の実現のために、教職員の任用に関する意見を述べる必要があると判断した場合は、学校運営協議会の意見を事務局（学校）が聴取し、**校長**が市教育委員会に口頭で伝えます。なお、意見に対して市教育委員会が回答することはありません。

手順2 教職員の任用に関する意見の申し出



協議や熟議のテーマ

学校運営協議会では、主な3つの機能だけではなく、子供や学校、地域が抱える課題の解決や、学校運営の基本方針の実現に向けて、学校や地域のそれぞれの立場の方々が、目標や方向性を共有し、納得したうえで、それぞれの役割をそれぞれのタイミングで果たすために、様々な協議や熟議が行われます。

先行市町の学校運営協議会では、以下のようなテーマで協議や熟議が行われています。

協議や熟議のテーマ例

- ・ 学校、保護者、地域の願いや困り感について
- ・ クラスボランティアの募集、実施について
- ・ 登下校の見守り隊の活性化について
- ・ 学校、保護者、地域の協働行事「秋祭り」の実施について
- ・ 地域資源を生かした質の高い学習について
- ・ P T Aの学習支援組織の立ち上げについて
- ・ 地域等のニーズを反映させた「福祉・ボランティア教育」の推進について
- ・ 「町内会等理解教育」の推進について

3 学校運営協議会の設置に向けた準備

学校、保護者、地域の方が、課題や目標を共有する

設置に向けた準備は、学校、保護者、地域の方が、課題や目標を共有することから始まります。「子供や学校、地域がどのような課題を抱えているのか（課題）」や「コミュニティ・スクールでどのようなことを目指すのか（目標）」について、共有することが大切です。

課題や目標の共有方法の例（先行市町の実践より）

- ・子供や学校、地域の課題について、保護者からの学校評価アンケート等を通して把握したり、アンケート結果を学校だより等で保護者や地域に発信したりする。
- ・学校評議員会等の既存の組織の中で、保護者や地域の方の意見を聞いたり、育てたい子供の姿について情報交換したりする。
- ・「コミュニティ・スクールでどのようなことを目指すのか」を説明する文書を作成し、保護者に配付して伝える。
- ・授業参観後にコミュニティ・スクール説明会を開催し、保護者の方に「コミュニティ・スクールでどのようなことを目指すのか」を伝えたり、保護者の方から質問を受けたりする。

学校運営協議会を組織する

学校運営協議会を組織するにあたっては、教職員、保護者、地域の方に対して、設置する目的や仕組み、学校運営協議会の運営方法などの理解を図ることが大切です。

また、学校評議員会等の既存の仕組みを生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行います。

想定される主な準備の例

学校運営協議会の組織づくり

- ・ 委員の選出
- ・ 協議する主な内容（議題）
- ・ 年間活動計画の作成
- ・ 下部組織（部会）の位置付け

保護者や地域に関わること

- ・ 目的や運営方法の周知
- ・ P T A活動との関連付け
- ・ 地域資源（人、環境、歴史、文化等）の把握

教職員に関わること

- ・ 目的や運営方法の共通理解
- ・ 担当教員の任命
- ・ 研修会への参加

その他

- ・ **社会に開かれた教育課程の共有**
- ・ 小中の連携（委員の選出等）
- ・ 教育委員会事務局と連絡調整

4 委員の選出にあたって

委員は、保護者・地域の方・有識者・当該校の校長などから学校が選出し、東根市教育委員会が任命します。

想定される学校運営協議会委員の例

- ・ 保護者代表
- ・ 民生委員代表
- ・ (校長、学校職員)
- ・ 有識者
- ・ 同窓会代表
- ・ 公民館代表
- ・ 学校後援会代表
- ・ 区長
- ・ 放課後児童クラブ代表
- など

地域の人材と広いネットワークをもっていたり、地域の教育資源に詳しくたりする「地域学校協働活動推進員等」が、学校運営協議会委員として参画し、学校と地域をつないで地域学校協働活動を推進することも考えられます。(ただし、委員としては任命せず、オブザーバーとして参画することも可能です。)



先行市町では、地域学校協働活動推進員等の方が主体的に地域の教育資源を開発したり、地域の方に協力を呼びかけたりすることで、授業や体験活動の充実や先生方の働き方改革につながった実践例もみられます。

委員の身分と任期

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「特別職の地方公務員」の身分を有し、任期は1年です。

委員の人数

「東根市立学校の学校運営協議会に関する規則」において「協議会は、委員15人以内をもって組織する。」と定められています。

ただし、2以上の学校について1つの協議会を設置する場合は、この限りではありません。

委員の報酬

委員の報酬については、「東根市特別職に属する者の給与に関する条例別表第3に基づく非常勤の職員の報酬額について」により、年額10,000円と規定されています。

委員の役割

学校運営協議会の委員には、保護者や地域の方を代表する立場にある者として、学校に対する保護者の要望や地域のニーズを公平・公正に、かつ幅広く把握・集約し、学校運営に反映することが求められます。

また、規則において以下のことが定められています。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

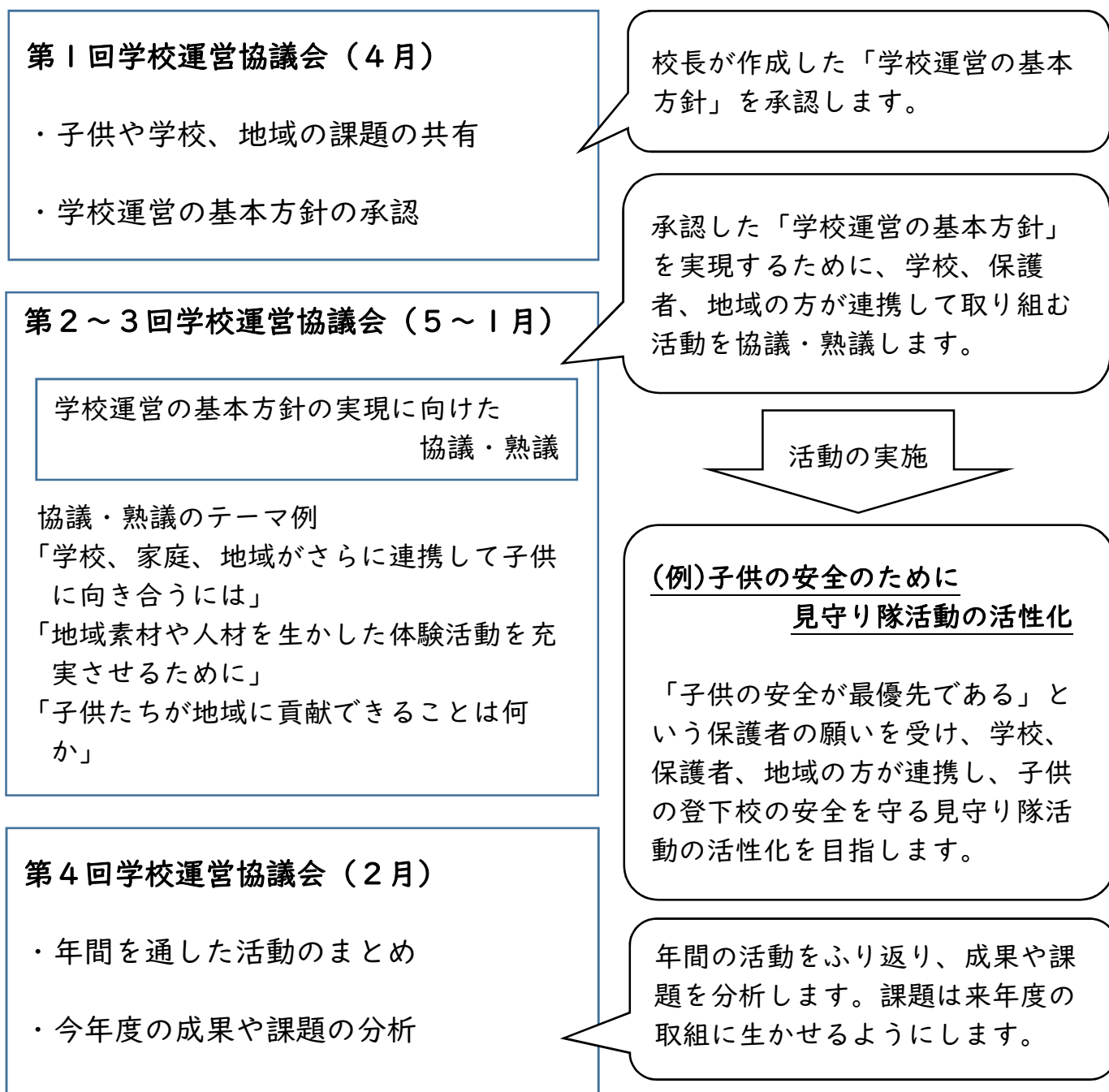
- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員としてふさわしくない行為
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
 - (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す行為

「東根市立学校の学校運営協議会に関する規則」より

5 学校運営協議会の運営

年間計画をたてる

各学校の実情に応じて、年間計画をたてます。下の図は、協議会を年間4回開催する場合の例です。



協議会における会議の規則

会議は、会長が招集して、会長が議長となります。ただし、会長及び副会長がいない場合や緊急を要する場合は、当該校の校長が会議を招集します。職員の任用に関する意見や特別な事情がある場合を除き、原則公開となっています。

他にも、以下のことが定められています。

- ・ 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- ・ 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- ・ 会長は、必要と認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

「東根市立学校の学校運営協議会に関する規則第13条

会議の流れ

学校運営協議会（会議）の進行は、会長が行うのが一般的です。会長が進行しない場合は、委員の中から進行役を決めることもできます。

課題解決に向けての活発な協議や熟議を行うために、学校・地域両者の実態把握をしている、地域学校協働活動推進員等をお願いすることも得策です。

会議進行例

- 1 会長あいさつ
- 2 校長あいさつ
- 3 報告事項（連絡事項）
学校運営状況、学校行事、児童生徒の様子など
- 4 課題（協議・熟議事項）
- 5 情報交換、取組状況報告（各部会）等
- 6 閉会

6 コミュニティ・スクールが

機能していくために

熟議・協働・マネジメント

コミュニティ・スクールが「地域とともにある学校」として機能していくためには、「熟議」の場の設定、「協働」による取組ができる体制、校長の「マネジメント」の力を備えておくことが大切です。

熟議とは？

多くの当事者が「熟慮」と「議論」を重ねることによって、問題の解決を目指す対話のことです。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。学校運営協議会開催に当たり、「ねらい」を「議決」か「熟議」かに、明確にすることが大切です。

協働とは？

学校、保護者、地域をはじめ、地域学校協働活動に関わる多様な人々が、共通の目標に向かって方向性を一つにし、互いを尊重し、

対等なパートナーとして、それぞれの立場でそれぞれの役割を、それぞれのタイミングで果たしていくことです。

一方的な「依頼」や単なる「支援」ではなく、学校運営に保護者や地域の方が参画し、共通の目標に向けて活動していくことが大切です。

マネジメントとは？

校長のリーダーシップのもと、保護者や地域の方との関係を構築し、地域資源（人、環境、歴史、文化等）を活かした学校運営を行っていくことです。

「熟議」とは、具体的には次のようなプロセスのことです。

1. 多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まり、
2. 課題について学習・熟慮し、議論をすることにより、
3. 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
4. それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
5. 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる

文部科学省「学校運営協議会」設置の手引き(令和元年改訂版)より



話し合いで大切にしたいこと

様々な立場の方が集う場では、合意形成に向けた各々の意識の持ち方が、会議を有意義なものにします。次のようなことを意識してみましょう。

相手の考えを尊重しましょう

自分にとっては小さなことでも、相手にとっては大事なテーマかもしれません。どんな考えでも、まずは相手の考えに寄り添い、尊重する姿勢をもちましょう。そうすると、会議に「相手の話を聞こうとする雰囲気」が生まれ、考えを話しやすくなります。



思いを共有しましょう

意見の対立やひっかかりがある場合は、「あなたがそう思うのはどうしてですか」「何かご心配ですか」など、その意見に至るまでの背景や過程を引き出し、共有しましょう。その方が何を重要視しているのかを知り、気付かなかった問題点を発見することができます。

相手を褒め、感謝しましょう

会議で意見を出してくれた時や、役割を引き受けて無事に果たしてくれた時など、機会を捉えて相手を褒め、感謝しましょう。お互いに相手のよさを褒め合うことで、たくさんのやる気生まれ、好循環を作り出します。

